

平成23年度熊本県農薬危害防止運動実施要綱

第1 趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、国民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、従来から、農薬取締法（昭和23年法律第82号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく取締り等に努めてきたところである。

また、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準に対してきめ細やかに対応するため、農薬の飛散低減対策を含めた農薬の適正使用並びに地域及び関係部局間の連携協力体制の強化が求められているところである。

しかしながら、全国の事案を見ると周辺環境に十分配慮していない農薬の使用や、農薬の使用に伴う人、家畜等に対する被害の発生並びに農薬の本来の目的とは異なる使用及び悪用が、依然として散見される状況にある。

さらに近年、農薬の使用地域周辺の住民等の健康影響に対する配慮が強く求められており、農薬を安全かつ適正に使用することの必要性が高まっている。

加えて、農薬登録がなされていないにもかかわらず、病虫害の防除に効果があるとする資材の販売及び使用を根絶するための指導の強化を図っていく必要がある。

このため、農薬取締法ほか関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬及びその取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬による事故等を極力防止することを目的として、農薬危害防止運動を実施する。

第2 実施期間

平成23年6月1日から平成23年8月31日までの3か月間とする。

第3 実施主体

熊本県

第4 実施事項

1 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発等

（1）県における実施事項

ア 広報誌等による普及啓発

本運動は、健康福祉部及び農林水産部が一体となり、他の関係機関及び関係団体と緊密な連携のもとに実施し、本運動をより強力に実施するため、広報誌、ポスター、インターネットを活用するとともに、報道機関の協力を得て、本運動の趣旨徹底並びに農薬及び農薬使用に関する正しい知識の普及啓発を行う。

イ 農薬使用者・販売者等に対する農薬の取扱いに関する普及啓発

農薬散布の際の不注意等に起因する事故を未然に防止するため、農薬使用者を対象として、遵守すべき関係法令及び別記１「国内における農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項」の周知徹底を図る。

また、農薬使用者のほか、毒物劇物取扱者、農薬販売者等を対象として、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用、農薬による危害の防止対策、事故発生時の応急処置、関係法令等に関する講習会等を開催し、農薬の取扱いに関する正しい知識の普及を図る。

なお、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、中毒時の応急処置等について解説した資料を配布し、理解の増進に努める。

さらに、使用しなくなった不必要な農薬や農薬の空容器については、農薬使用者等に対し、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に委託するなど適正に処理するよう関係機関及び関係団体と連携して周知徹底及び推進する。

(２) 出先機関における実施事項

ア 広報等による啓発

管内の実情に応じ、市町村広報誌、公民館報、防災無線放送及び広報車等を利用して本運動の周知徹底を図る。また、関係法令等の趣旨の周知徹底を図るとともに、特に農薬散布者の不注意等に起因する事故を未然に防止するため、散布作業従事者を対象として、別記１「国内における農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項」の周知徹底を図る。併せて、農薬の適正な使用や保管管理等について解説した資料を作成及び配付し、農薬に関する正しい知識の普及に努める。

イ 講習会等の開催

農薬散布の際の不注意等に起因する事故を未然に防止するため、農薬使用者を対象として、遵守すべき関係法令及び別記１「国内における農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項」の周知徹底を図る。

農薬使用者のほか、毒物劇物取扱業者、農薬販売者等を対象に、農薬の適正な使用及び保管管理の方法、危害防止対策、事故発生時の応急措

置、事故発生事例並びにポジティブリスト制度の趣旨・内容及びその対策、関係法令等に関する講習会等の開催により、農薬の正しい知識の普及を図る。

ウ 医療機関等に対する農薬中毒発生時の対応についての情報提供等

医療機関等に対して、農薬の中毒時の症状及びその応急処置等について解説した資料を配布し、万が一事故が発生した場合の処置体制について万全を期するとともに、今後の事故防止対策に反映させるべく、医療機関等との連携を密にし、医療機関等に対し、事故内容等の速やかな報告を依頼する等事故の状況を的確に把握する。

2 農薬の適正使用等についての指導等

(1) 農薬使用基準の遵守の徹底

農薬使用基準（農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号。以下「使用基準省令」という。）で定められている基準をいう。）の遵守を徹底するよう指導する。

加えて、農業者による農薬使用に当たっても、農林水産省から提示されている「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」等を参考に、各生産地で取り組まれている生産工程管理の点検項目に農薬の適正使用に関する取組を組み込むなどにより、安全な農産物を生産できるよう、積極的な指導を行う。

(2) 農薬の不適正使用防止対策の推進

農薬による危害の防止及び農作物の安全確保のため、農薬使用者及び農薬使用を委託する者（以下「農薬使用者等」という。）に対し、別記2「農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策」に基づく対策を図るよう指導する。

なお、指導の実施に当たっては、市町村及び農業協同組合等の関係機関職員と連携し、訪問指導や集団指導等の方法によりその効果を上げるよう努める。

(3) 無登録農薬の疑いがある資材の販売及び使用に関する指導の強化

ラベルに農薬登録番号がなく農薬の効果を謳った、又は病虫害の防除効果がある資材は、無登録農薬の疑いがあり、安全性や効果が保証されたものではないことから、これら資材については、農薬として販売及び使用しないよう指導する。

また、こうした資材に係る情報については、農林水産省ホームページ内の「農薬目安箱」に提供するよう指導する。

(4) 農薬取締法上販売及び使用が禁止されている農薬の取扱いに関する指導

の徹底

農薬取締法第9条第2項及び第11条で販売及び使用が禁止されている農薬が自宅の倉庫等で発見された場合は、使用したり、他人に譲渡したりせず、関係法令を遵守し適切に処理するよう指導する。なお、販売及び使用が禁止された農薬については、農林水産省のホームページ等から提供する情報を必ず確認するよう指導する。

（毒物及び劇物取締法、消防法（昭和23年法律第186号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）参照）

（5）農薬使用に当たっての留意事項の徹底

農薬使用者等に対し、次の事項の徹底を図るよう指導する。なお、アの指導の実施に当たっては、関係部局、農業協同組合等が連携して、巡回指導や集団指導等の方法により効果的な指導を行うこととする。

ア ラベルに記載されている適用作物、使用時期、使用方法等を十分に確認するとともに、農薬の適正使用を徹底する。特に、①育苗箱等に農薬を使用する際は、使用農薬が周囲にこぼれ落ちないように慎重に防除を実施する、②水田において農薬を使用するときは、止水期間の適切な水管理や畦畔整備の措置を講じる、③農薬の使用前後には、防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。

（「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）参照）

イ 同じ科に属する作物であっても、作物の形状や栽培形態が異なるものがあり、この場合には使用できる農薬や使用方法が異なる場合がある。また、作物の名称や形状が似ているが異なる作物については、適用作物を誤認して農薬を使用することがないように注意する。

（「誤認の多い農作物への農薬の適正使用の指導について」（平成19年11月15日付け19消安第10047号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、生産局農産振興課長、園芸課長、特産振興課長、大臣官房参事官（普及担当）通知）参照）

ウ 混植園における農薬の使用に当たっては、散布対象以外の農作物にも飛散することを考慮して、それぞれの収穫時期を確認した上で、農薬の選択や使用方法に十分注意する。

エ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく有機農産物の認証を受けようとする農家の生産ほ場周辺で作業する場合には、当該生産者圃場への農薬の飛散等に十分注意する。

オ やむを得ず現地混用を行う場合は、ラベルに表示されている混用に関する注意事項を厳守する。生産者団体が発行する「農薬混用事例集」等を参考とし、これまでに知見のない組み合わせで現地混用を行わない。

(6) 住宅地等における農薬使用に当たっての必要な措置の徹底

ほ場のみならず、学校、病院、保健所その他公共施設内及び住宅地に近接する場所において農薬を散布する場合、農薬の飛散が周辺住民や子ども等に健康被害を及ぼすことがないように、周辺住民への散布の周知を徹底する。

(「住宅地等における農薬使用について」(平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知) 参照)

ア 農業生産場面

住宅地等の周辺ほ場における農薬使用者等に対し、農薬を散布する場合は農薬の飛散を防止するための必要な措置を講じるよう指導するとともに、事前に農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面、看板等により周知を行う等により周辺住民に対して配慮するよう指導する。

イ 公園等一般場面

学校、病院、保健所等の公共施設内、街路樹、住宅地及びその周辺の庭木、花壇、芝地、家庭菜園又は市民農園における農薬使用者等に対し、農薬使用の回数及び量の削減のため植栽管理等を行うとともに、農薬を使用するに当たっては、農薬の選択及び使用方法を十分に検討し、事前に農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面、看板等により周知を行う等、周辺住民や施設利用者等への十分な配慮を行うよう指導する。

(「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」(平成22年5月31日環境省水・大気環境局土壌環境管理室) 参照)

(7) 土壌くん蒸剤の使用に当たっての安全確保の徹底

土壌くん蒸剤を使用する農薬使用者等に対し、防護マスク等の着用や施用直後のビニール等での被覆を確実にを行う等の安全確保を徹底するよう指導する。

(「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」(平成18年11月30日付け18消安第8846号農林水産省消費・安全局長通知) 参照)

(8) 航空防除における農薬使用に当たっての留意事項の周知徹底

ア 有人及び無人ヘリコプターを用いて農薬を散布する農薬使用者等に対し、関係法令等を遵守し、散布日や使用する農薬の種類等について、周辺住民等へ事前に周知を行うよう指導する。また、農薬散布の際は、散

布区域内及びその周辺における危害防止に万全を期すとともに、作業関係者の安全に十分留意するよう指導する。

（有人ヘリコプター：「農林水産航空事業の実施について」（平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知）及び「農林水産航空事業実施ガイドライン」（平成16年4月20日付け16消安第484号農林水産省消費・安全局長通知）、無人ヘリコプター：「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農林水産省農蚕園芸局長通知）参照）

イ 特に、近年利用が増加している無人ヘリコプターによる農薬散布について、安全対策を強化・徹底し、人畜やみつばちを含む動植物等に対する事故等の防止を図る。

具体的には、無人ヘリコプターを用いて農薬を散布する農薬使用者等に対し、架線等の危険箇所の把握、操作要員及び補助員の配置、飛行方法の選定等について、実施計画策定時及び散布実施時において十分に検討・確認し、安全かつ適正に実施するよう指導する。万が一事故等が発生した場合には、関係通知等に基づき適切に対応するよう農薬使用者等に対し、周知を徹底する。

（「平成23年以降に向けた無人ヘリコプターによる空中散布等の安全対策の徹底について」（平成22年11月8日付け22消安第6589号農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知）、「無人ヘリコプターによる空中散布等に伴う事故情報の報告依頼について」（平成23年1月28日付け22消安第7704号農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知）、「無人ヘリコプターによる空中散布等の安全対策について」（平成23年1月28日付け22消安第8410号農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知）参照）

ウ 公園、森林、ゴルフ場等において有人及び無人ヘリコプターを用いて農薬を散布する農薬使用者等に対し、関係法令等を遵守し、事前周知の実施等により、周辺住民や施設利用者等への十分な配慮を行うよう指導する。

（9）臭化メチルの使用に関する指導の推進

臭化メチルを不可欠用途として使用する際は、その使用量及び排出量を削減するよう指導するとともに、臭化メチルの代替剤及び代替技術の円滑な導入・普及を推進する。

（10）農薬の保管管理及び適正処理に関する指導の徹底

ア 農薬による危害や悪用を防止するため、施錠のされた場所に保管する等、保管管理を徹底するよう指導する。また、D-D（1,3-ジクロロプロペン）が、毒物及び劇物取締法における劇物に指定されたことに伴い、

これらを含む農薬を保管する場合は、関係法令を遵守するよう指導する。

イ 農薬の誤飲による中毒事故の発生を防止するため、農薬やその希釈液、残渣等を飲食品の空容器等へ移し替えないよう指導する。万が一、飲食品の空容器を利用せざるを得ない場合には、必ず商品のラベルをはがし、内容物が農薬であることを明記するなど、誤飲を防止するための適切な対応策を講ずるよう指導する。

（「農薬の誤飲を防止するための取組について」（平成23年5月16日付け23消安大1114号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

ウ 使用しなくなった農薬については、農薬使用者等に対し、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者へ依頼するなど適正に処理するよう指導する。

（11）農薬使用者の健康管理

農薬使用者に対し、その健康の管理に十分留意させるとともに、特に病虫害の共同防除に従事する者に対しては、作業の前後に必要な応じて健康診断を受診するよう指導する。

3 農薬の適正販売についての指導等

（1）農薬販売者に対する指導の徹底

農薬販売者を対象として、関係法令に基づく立入検査等を実施し、無登録農薬の販売の取締り及び適正な農薬の販売に関する指導を行う。特に毒物又は劇物（以下「毒劇物」という。）たる農薬の販売業者に対しては、別記3「毒劇物たる農薬の適正販売強化対策」を周知徹底する。また、D-D（1,3-ジクロロプロペン）が、毒物及び劇物取締法における劇物に指定されたことに伴い、これらを含む農薬の販売に当たっては、関係法令を遵守するよう指導する。

なお、農薬販売者に対する立入検査の実施に際しては、同一の販売者に対して同一年度に重複して実施されることのないよう、毒物及び劇物取締法担当部局と農薬取締法担当部局との間で連絡を密にし情報の共有化を図り、効率の良い立入検査を実施する。

（「毒物及び劇物取締法及び農薬取締法に基づく立入検査に係る技術的助言について」（平成19年3月30日付け薬食発第0330025号・18消安第14527号厚生労働省医薬食品局長、農林水産省消費・安全局長通知）参照）

（2）農薬販売者の届出に関する指導の徹底

農薬の販売に当たっては都道府県知事への届出、毒劇物たる農薬の販売に当たっては都道府県知事等への登録がそれぞれ義務付けられているので、

当該届出等を行うことなく、インターネット等を利用した販売を行わないよう指導を徹底する。

4 有用生物や水質への影響の低減対策

(1) みつばちの危害防止対策

昨今、減少が問題とされているみつばちについては、その原因は特定されていないものの、農薬も原因の一つであると考えられていることを考慮し、養ほう関係者、農薬使用者、防除組織及び農業団体等の間で連絡体制を整備する等緊密な連携を図るとともに、既に県から配布されている「みつばち飼育届集計」を活用するなどして、農薬使用に際しては事前に農薬使用予定の情報提供を行う等、これまで以上に取組を強化するよう指導する。また、市町村及び農業団体、農薬販売等関係団体は、みつばちや巣箱に農薬がかからないよう、散布前には周辺環境を確認するよう農薬使用者等への啓発に努める。

(「みつばちへの危害防止に係る関係機関の連携の強化等について」(平成17年9月12日付け17消安第5679号消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長、生産局畜産部畜産振興課長通知)及び「花粉交配用みつばちの安定確保に向けた取組の推進について」(平成21年7月24日付け21消安第4395号消費・安全局長、生産局長通知)参照)

(2) 魚介類の被害及び水質汚染の防止対策

魚介類の被害の防止、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全を図るため、農薬を使用する場所の周辺の公共用水域の水質の調査等を必要に応じて行い、その結果を活用して農薬使用者等を指導する。なお、水質調査等の実施に際しては、水道事業者等関係機関が実施する水質検査結果を活用する。

(3) 土壌くん蒸剤による水質影響の低減対策

土壌くん蒸剤に関して、全国の事案においてはほ場周辺の井戸水からクロルピクリン(土壌くん蒸剤)が高濃度で検出された事例があったが、未だ原因は究明されておらず、必ずしも同剤を深層処理したこととの因果関係は明らかにされていない。ただし、県内において同様な情報を入手した場合には、農業現場における使用状況の把握に努めるなど、関係機関が連携して対処する。

別記 1

国内における農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項

【人に対する事故】

1 農薬散布前

(1) 原因

- ① 散布作業前日に飲酒又は睡眠不足があったことによるもの、その他病中病後など体調の万全でない状態で散布作業に従事したことによるもの（ア、イ）
- ② 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備の不備、防除器具等の点検不備によるもの（ウ、エ）
- ③ 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（オ、カ）

(2) 防止対策

- ア 散布作業前日には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。
- イ 体調の優れない、または著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。
- ウ 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、慎重に取り扱う。
- エ 散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行う。
- オ 農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立て注意喚起を行うなど、子どもや散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮する。
- カ 農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子どもの保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮する。

2 農薬散布中

(1) 原因

- ① 炎天下で長時間散布作業に従事したことによるもの（ア）
- ② 散布の途中に農薬が付着した手で飲食・喫煙したことによるもの（イ）
- ③ 強風中や風下での散布等散布者の不注意により、周辺の者や散布作業者が農薬に暴露したことによるもの（ウ、エ）
- ④ 土壌くん蒸剤の使用に当たって、揮散防止措置を講じなかったことによるもの（オ）
- ⑤ 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（カ）

(2) 防止対策

- ア 炎天下での長時間の散布作業は避け、朝夕の涼しい時間を選び、2～3時間ごとに交替して行う。
- イ 散布作業の合間には飲食・喫煙をしない。
- ウ 周辺への飛散を防ぐため、強風時における散布は控える。
- エ 風下からの散布、水稻の病虫害防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意する。
- オ クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の使用に当たっては、揮散した薬剤が周辺に影響を与えないよう風向きなどに十分注意するとともに、直ちに完全に被覆する。
- カ 居住者、通行人等に被害を及ぼさないよう、散布時の風向きに十分注意する。

3 農薬散布後

(1) 原因

- ① 散布作業後に飲酒又は睡眠不足があったことによるもの（ア）
- ② 農薬を散布した場所に通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（イ）

(2) 防止対策

- ア 散布作業後には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。
- イ 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。

4 保管、廃棄

(1) 原因

- ① 農薬の保管管理が不適切だったため、高齢者、子ども等が誤飲したことによるもの（ア、イ、ウ）
- ② 使用残農薬を不用意に廃棄したり、農薬を放置したことによるもの（エ、オ）。
- ③ 農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことによるもの（エ、オ）

(2) 防止対策

- ア 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、すべての農薬について、安全な場所に施錠し、農薬の保管管理等には十分注意する。
- イ 農薬やその希釈液、残渣等を飲食品の空容器等へ移替えしない。

- ウ 万が一、農薬を飲食品の空容器に移し替えざるを得ない場合には、必ず商品のラベルをはがし、内容物が農薬であることを明記する。
- エ 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るよう努める。
- オ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼するなど適正に処理する。

5 その他農薬使用者のための一般的注意事項

- ア 農薬ラベルの記載をよく読み、記載されている希釈倍数等の使用基準やマスク等防護装備等の注意事項を遵守する。
- イ 散布作業後は、手足はもちろん、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。
- ウ 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、すぐに医師の診断を受ける。
- エ 初めて使用する農薬などで、使用に関し不明な点がある場合は、病害虫防除所等に相談する。

【周囲の農作物、家畜等への被害、環境への影響】

(1) 原因

- ① 周辺に飛散した除草剤により農作物が変色・枯死したもの（ア、イ、ウ）
- ② 農薬散布を行った地域やその周辺に置かれた巣箱でみつばちの斃死が発生したもの（ア、イ、ウ、オ、カ）
- ③ 水田において使用した農薬が、周囲の水産動植物に被害を与え、または河川等に流出したもの（エ）

(2) 防止対策

- ア 飛散が少ないと考えられる剤型を選択する。
- イ 飛散低減ノズルを使用する。
- ウ 薬剤が周囲の圃場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- エ 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。
- オ みつばちに被害を及ぼさないよう、耕種農家は、巣箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に農薬使用の情報提供を行い、巣箱の退避や巣門を閉じる等の対策が講じられるよう促す。
- カ 養蜂が行われている地区では、みつばちの巣箱及びその周辺に飛散しないよう注意する。

別記 2

農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

1 適用のない作物への使用

(1) 原因

- ① 使用する農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用対象とする農作物に使用できるため、当該農薬についても、当該農作物に使用できると誤解（ア）
- ② 使用する農薬が名前や形状の類似した農作物に使用できるため、使用対象外の農作物にも使用できると誤解（イ）
- ③ 防除器具の洗浄が不十分であったため、別の農作物に使用した農薬が混入し、適用のない作物から農薬が検出されることとなったもの（ウ）

(2) 防止対策

- ア 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。
- イ 名前や形状の類似した農作物に使用できる農薬であっても、使用対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルの適用作物名を確認する。
- ウ 農薬の使用前後に防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。

2 使用時期、回数、希釈倍数等の誤り

(1) 原因

- ① 使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等使用基準の確認不足（ア）
- ② 農薬の効果不足に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用（イ）
- ③ 使用から収穫までの日数が長く設定されている農薬について、使用からの経過日数の確認不足（ウ、エ）

(2) 防止対策

- ア 常日頃から使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルを逐一確認する。
- イ 農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。
- ウ 使用時期と農作物の出荷予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用

前にラベルを逐一確認する。

エ 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用した日から収穫までの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。

3 同一農薬または同一の有効成分を含む農薬の反復使用

(1) 原因

- ① 病害虫が継続的に発生したことによる同一農薬の反復使用（ア）
- ② 同一の有効成分を含む複数の農薬の併用（イ）

(2) 防止対策

ア 同じ農薬の連続使用は避ける。

イ 同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

別記3

毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

1 毒劇物たる農薬の不適切な使用の要因

「毒物及び劇物取締法」の規定、留意事項の認識不足が考えられる。

2 毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

- (1) 毒物及び劇物取締法第14条及び第15条の規定を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行うこと。
- (2) 譲受人等の言動その他から安全な取扱に不安があると認められる者には交付しないこと。
- (3) 毒劇物たる農薬の販売に当たって、当該毒劇物の廃棄においては、法律上基準があることを譲受人等に伝えること。
- (4) 毒劇物の販売は、事前に登録を受ける必要があり、農家間の販売、授与は法律で禁止されていることを譲受人等に伝えること。